

() は
保存温度

免疫学検査

	項目コード	項目名	採取容器	必用量	検査方法	基準値	区分 実施料	報告 日数	備考		外注先						
細菌・真菌感染症	1851 5E048	エンドキシン定量 5E0480000019297	20 エンドキシン・血液	全血添加物入 2(冷蔵)	比濁時間分 析法	1.0以下 pg/mL	免疫 229	4～6	* 1		3						
	1201 5E048	透析液エンドキシン濃度 透析液 5E0480000095297	24 エンドキシン・透析	透析液 4(冷蔵)	発色合成基 質による比色 法	EU/L		4～6			3						
	2720 5J130	インターロイキン-6 IL-6 (ECLIA) 5J1300000023053	1 全血容器(茶)	血清 0.5(凍結)	ECLIA法	7.0以下 pg/mL	免疫 170	3～4	重症度の判定の参考カットオフ値 100pg/mL * 2		3						
	1908 5E151	(1－3)β－Dグルカン 5E1510000022271	20 エンドキシン・血液	全血添加物入 2(冷蔵)	発色合成基 質による比色 法	20.0以下 pg/mL	免疫 190	3～4	* 3		3						
	1439 5E140	クリプトコックス・ネオフォル マンス抗原 5E1400000023117	1 全血容器(茶)	血清 0.8(冷蔵)	ラテックス凝 集法	(－)	免疫 166	4～6	髄液検体検査可能 * 3 * 4		3						
	1745 5E142	カンジダマンナン抗原 5E1420000023023	1 全血容器(茶)	血清 0.4(冷蔵)	EIA法	0.05未満 U/mL	免疫 134	3～4	* 5		3						
	1554 5E148	アスペルギルス抗原 5E1480000023023	1 全血容器(茶)	血清 0.7(冷蔵)	EIA法	(－) 0.5未満 カットオフイン デックス	免疫 157	3～5	* 3 * 6	<table><tr><td>カットオフインデックス</td><td>判定</td></tr><tr><td>0.5未満</td><td>(－)</td></tr><tr><td>0.5以上</td><td>(＋)</td></tr></table>	カットオフインデックス	判定	0.5未満	(－)	0.5以上	(＋)	3
	カットオフインデックス	判定															
	0.5未満	(－)															
	0.5以上	(＋)															
	2723 5E146	アスペルギルスIgG抗体 5E1460000023023	1 全血容器(茶)	血清 0.3(凍結)	EIA	5.0未満 Aa/mL		6～8			3						
	1482 5E154	抗トリコスポロン・アサヒ抗体 5E2220000023162	1 全血容器(茶)	血清 0.3(冷蔵)	EIA法	陰性 0.15未満 CAI	免疫 847	4～7	CAI : Corrected Absprbance Index : 補正吸光度 * 7		3						
2261 5C215	プロカルシトニン定量 PCT定量 5C2150000023053	1 全血容器(茶)	血清 0.4(凍結)	ECLIA法	0.05以下 ng/mL	生化 I 276	3～4	* 1		3							
2460 5B611	レジオネラ核酸検出 LAMP法 5B6110000061883	 細菌検査用	喀痰 適量(冷蔵)	LAMP法	陰性 (－)	微生物 292	3～8			8							

- *1 プロカルシトニン(PCT)定量 敗血症（細菌性）を疑う患者を対象として測定した場合に算定できる。ただし、エンドキシン検査又はプレセピン定量を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
- *2 インターロイキン-6(IL-6) 全身性炎症反応症候群の患者(疑われる患者を含む。)の重症度判定の補助を目的として測定した場合に、一連の治療につき2回に限り算定する。
なお、本検査を実施した年月日を診療報酬明細書に記載すること。また、医学的な必要性から一連の治療につき3回以上算定する場合においては、その詳細な理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
- *3 (1→3)-β-D-グルカン 深在性真菌感染症が疑われる患者に対する治療法の選択又は深在性真菌感染症に対する治療効果の判定に使用した場合に算定する。カンジダ抗原定性、半定量又は定量、D-アラビ
ニトール、アスペルギルス抗原、クリプトコックス抗原定性又は半定量と併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
- *4 クリプトコックス抗原の保険算定 当社のクリプトコックス抗原の保険点数表示につきましては、希釈倍率による報告を主とすることから、半定量の点数と解釈いたします。
- *5 カンジダ抗原(定性) カンジダ血症又はカンジダ肺炎の診断の目的で行った場合に算定する。
- *6 アスペルギルス抗原 侵襲性肺アスペルギルス症の診断のために実施した場合のみ算定できる。
- *7 抗トリコスポロン・アサヒ抗体 夏型過敏性肺炎の鑑別診断を目的として測定した場合に算定できる。なお、鑑別診断目的の対象患者は、厚生省特定疾患びまん性肺疾患調査研究班による「過敏性肺炎の診断の手引と診断基準」
により、夏型過敏性肺炎が疑われる患者とする。

● (1→3)-β-Dグルカン測定結果の判定法

カットオフ値	20.0以下 単位 (pg/mL)
20を超える	深在性真菌感染症の治療法の選択対象
10~20	経過観察期間
10以下	健常人の値



容器NO20
エンドキシン定
量、(1-3)-
β-D-グルカン専



容器NO24
エンドキシン透
析専用容器